

## ケアハウス新寿園の利用料について

1人1ヵ月当たりの利用料は、入居者の収入に応じて、下記の通り国で定められた額(事務費と生活費及び管理費の合算額)であり、今後変わることがあります。

その他に、各人が居室において使用しました電気料、電話料が必要になります。

なお、生活費については、冬期間(11月から3月までの5ヵ月間)暖房費として、毎月6,630円が加算されます。

### 入居者利用料の額(月額)

(平成20年6月1日現在)

(単位:円)

	対象収入による階層区分	事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円 以下	10,000	44,810	8,000	62,810
2	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000	〃	〃	65,810
3	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000	〃	〃	68,810
4	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000	〃	〃	71,810
5	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000	〃	〃	74,810
6	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000	〃	〃	77,810
7	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000	〃	〃	82,810
8	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000	〃	〃	87,810
9	2,200,001円 ~ 2,300,000円	40,000	〃	〃	92,810
10	2,300,001円 ~ 2,400,000円	45,000	〃	〃	97,810
11	2,400,001円 ~ 2,500,000円	50,000	〃	〃	102,810
12	2,500,001円 ~ 2,600,000円	57,000	〃	〃	109,810
13	2,600,001円 ~ 2,700,000円	64,000	〃	〃	116,810
14	2,700,001円 以上	67,300	〃	〃	120,110

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。